

令和7年度
行政視察資料

岩倉市議会

<目次>

議会基本条例

岩倉市議会における議会基本条例の取組について 3
議会改革に関する活動状況 4
岩倉市議会基本条例逐条解説 8

岩倉市議会ふれあいトーク

岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱 2 1
議会報告会 ちらし 2 4
ホームページを活用した意見募集 ちらし 2 5
ふれあいトーク（議会報告会及び意見交換会）の実績 2 6
ふれあいトーク実例紹介 2 8

岩倉市議会規則等

岩倉市議会傍聴規則 3 2
岩倉市議会文書質問取扱要綱 3 3
岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱 3 7

岩倉市議会サポーター制度

岩倉市議会サポーター制度に関する資料 3 9

市議会サポーターの声



議会基本条例検証特別委員会による検証結果

議会基本条例検証結果



岩倉市議会における議会基本条例の取組について

岩倉市議会は、地方自治の本旨である「団体自治」と「住民自治」に基づき、住民福祉の向上と市政の絶えまない発展に努めてきました。

市政制定以来、長年にわたる議会改革の取組・議会内での取決めを「岩倉市議会慣例及び実例集」等で明文化することにより透明性の確保に努めてきましたが、近年の地方分権の進展に伴い、地方議会のあり方が大きく問われていることを背景として、こども議会の開催、議員定数削減条例の制定などにも取り組んできました。

こうした流れの中、平成 22 年 5 月臨時会において、議会基本条例策定・議会改革特別委員会が設置されました。

以来、当該委員会では、議長から示された議会基本条例の年度内策定を目標に調査研究と具体的検討を積み重ねました。

<特別委員会の取組>

- 委員会の会議数・・・21 回
- 先進地視察・・・徳島県小松島市、神奈川県湯河原町、静岡県菊川市、静岡県島田市、東京都多摩市
- 意見交換・・・市三役、市職員主幹以上の管理職員
- 講演会・・・四日市大学・松井真理子教授
「議会基本条例の充実に向けて～住民と議会の視点から」
市三役、市管理職職員、市民、議員、62 人が傍聴
- 例規審査・・・委員が説明者となり、例規審査委員と協議
- パブリックコメント・・・2 月 1 日から 14 日の間、4 人、31 件の意見
- 議会関連の条例、規則、規程、要綱、要領及び申し合わせ事項を見直し、条例 3 件、規則 2 件及び申し合わせ事項 5 件の一部改正をしました。

こうした取組の結果、平成 23 年 3 月 2 日開催の 3 月定例会において、議員全員賛成により「岩倉市議会基本条例」が原案可決され、3 月 7 日公布、5 月 1 日施行となりました。

平成 23 年 5 月からは、議員 15 人全員で構成する議会改革特別委員会、平成 27 年 6 月からは議会基本条例推進協議会において、この基本条例に基づく自主的な改革を進め、議会が担うべき様々な機能の充実に努めております。

議会改革に関する活動状況

令和7年4月1日現在

会議実施回数

議会改革特別委員会	H23:21回、H24:20回、H25:14回、H26:14回、H27:5回
議会基本条例推進協議会	H27:6回、H28:9回、H29:11回、H30:13回、R1:11回、R2:12回、R3:12回、R4:12回、R5:12回、R6:12回

条例、規則等に関すること

新規制定	H23.08.01	議会報告会実施要綱を制定した。
	H24.04.01	岩倉市議会議員政治倫理条例を制定した（既存の倫理要綱を見直し）。
	H24.03.11	岩倉市議会における災害発生時等の活動要綱を制定した。
	H24.04.01	岩倉市議会議員政治倫理条例施行規則を制定した。
	H24.09.01	岩倉市議会図書室規程を制定した。
	H26.10.07	岩倉市議会全員協議会、総務・産業建設常任委員会協議会及び厚生・文教常任委員会協議会の運営に関する要綱を制定した。
	H27.04.01	岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱を制定した。
	H30.02.01	岩倉市議会における公聴会の開催及び参考人の招致に関する要綱を制定した。
	H30.04.01	岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱を制定した。
	H30.09.01	岩倉市議会文書質問取扱要綱を制定した。
	R2.08.26	岩倉市議会議員防災服等貸与規定を制定した。
	R3.04.01	岩倉市議会動画のインターネット配信に関する要綱を制定した。
	R3.04.01	岩倉市議会政策提案の実施に関する要綱を制定した。
	R3.05.01	岩倉市議会BCP（業務継続計画）を制定した。
	R5.03.28	岩倉市議会議員政治倫理条例施行規程を制定した（施行規則廃止に伴うもの）。
	R6.04.01	岩倉市議会反問の実施に関する要綱を制定した。
一部改正、 検証及び 見直し	H24.01.27	議会基本条例を検証した（以降毎年度実施）。
	H24.04.01	地方自治法改正に伴い、議会基本条例第15条を一部改正し、新たに第19条（議員報酬）を加えた。
	H24.12.20	市議会だより編集方針を改正した。
	H25.03.01	地方自治法改正に伴い、議会基本条例第9条（政務活動費）を一部改正した。
	H25.03.05	代表質問を市政上の論点及び争点を明確にするため、議会基本条例第21条を一部改正し、総括方式を一問一答の方式とした。
	H26.03.25	市議会だより編集方針を改正した。
	H26.04.01	議会報告会実施要綱を改正し、議会報告会及び意見交換会実施要綱とした。
	H26.06.01	岩倉市議会委員会条例を一部改正した（傍聴規則の全部改正に伴う関連条文の削除及び字句の整理）。
	H26.06.01	岩倉市議会傍聴規則を全部改正した（傍聴人の事前手続の廃止、撮影等を自由化、資料の提供等）。
	H26.06.01	岩倉市議会会議規則を一部改正した（実情に沿った改正及び字句の整理）。
	H26.10.07	岩倉市議会会議規則を一部改正した（全員協議会等の法制化）。
	H27.04.01	岩倉市議会基本条例を一部改正した（議会への資料提出）。 岩倉市議会委員会条例を一部改正した（機構改革、委員会名の変更等）。
	H27.05.01	岩倉市議会会議規則を一部改正した（請願の採択方法を細分化）。
	H27.08.26	公聴会・参考人招致の要綱の研究を行った。請願・陳情の方法について、ホームページ上での掲載改善に向け研究及び検討を行った。傍聴者数増に向け、議員が各検討班に分かれて研究を行った。
	H28.05.10	岩倉市議会委員会条例を一部改正した（議長は常任委員会から除く）。
	H29.02.27	岩倉市議会会議規則を一部改正した（公共施設再配置検討協議会の設置）。
H29.05.09	岩倉市議会委員会条例を一部改正した（委員長・副委員長の辞任は委員長の他に、議長の許可でも認める）。	
H29.05.09	岩倉市議会会議規則を一部改正した（本会議での質疑は、同一議員につき同一質疑内容について上限2→3回）。	

H30.04.01	岩倉市議会基本条例を一部改正した（岩倉市議会サポーターの設置）。
H30.03.26	岩倉市議会会議規則を一部改正した（財務常任委員会協議会の設置）。
H30.10.04	岩倉市議会基本条例を一部改正した（委員会代表質問）。
H31.03.27	岩倉市議会基本条例を一部改正した（議会事務局の機能強化）。
R2.04.01	岩倉市議会委員会条例を一部改正した（組織機構の変更に伴うもの）。
R3.04.01	岩倉市議会議員政治倫理条例施行規則を一部改正した（押印廃止に伴うもの）。
R3.04.01	岩倉市議会図書室規程を一部改正した（押印廃止に伴うもの）。
R3.04.01	岩倉市市議会議員防災服等貸与規定を一部改正した（押印廃止に伴うもの）。
R3.05.11	岩倉市議会会議規則を一部改正した（欠席事由の拡大）。
R3.06.01	「議会報告会及び意見交換会実施要綱」を改正し、「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」とした（記録書の作成等明記）。
R3.06.23	岩倉市議会会議規則を一部改正した（執行機関の会議の名称変更に合わせて、協議会の取扱事項を改めるもの）。
R6.02.20	委員会代表質問の申合せ事項を改正した。
R7.03.28	岩倉市議会基本条例を一部改正した（災害対応に関する見直し）。
R7.04.01	岩倉市議会の議会動画のインターネット配信に関する要綱を一部改正した（本会議ライブ配信開始に伴うもの）。
R7.04.01	岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱の一部を改正した（採択した請願の処理経過及び結果の報告について報告期限を明記）。
R7.04.01	岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱を一部改正した（新任の年齢要件を85歳以下とし定員規定は削除）。

議会運営に関すること

本会議	H23.09.01	本会議の議案質疑を一問一答方式とした。
	H30.10.04	常任委員会を代表する議員は委員会を代表し、委員会代表質問を行うことができるものとした。
委員会	H23.05.18	議員全員による、議会改革特別委員会を設置した。
	H24.12.05	議員全員による、自治基本条例審査特別委員会を設置した。
	H25.03.04	議員全員による、予算常任委員会を設置した。
	H25.06.25	議員全員による、デマンド交通事業特別委員会を設置した。
	H26.09.04	議員全員による、市民参加条例検討特別委員会を設置した。
	H27.03.25	議員全員による、財務常任委員会を設置した。
	R2.03.05	議員全員による、第5次総合計画検討特別委員会を設置した。
	R2.05.14	新型コロナウイルス感染症対策支援特別委員会を設置した。
	R3.03.04	第5次総合計画審査特別委員会を設置した。
申入れ等	H23.07.11	当局に事務局強化の申入れを行った。
	H23.12.28	当局に「住宅リフォーム等助成制度」の、政策提案を行った。
	H24.02.06	議会報告会等で出された桜まつりについての市民の意見に基づき、総務・産業建設常任委員会及び議会改革特別委員会で協議し、当局等に申し入れた。
	H27.03.25	当局に事務局の人事に関して要望した。
	R2.04.03	新型コロナウイルス感染症対策に関する議員の意見を集約し、要望及び意見書として、当局に申し入れた。
	R2.04.27	新型コロナウイルス感染症対策に関する議員の意見を集約し、当局に要望した。
	R2.06.11	新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校給食費負担軽減及び小中学校における清掃・消毒作業の外部委託について、当局に要望した。
	R2.06.22	避難所における感染防止対策の強化等について、当局に要望した。

政策提言に関すること

総務・産業建設 常任委員会	H30.01.23	当局に対して、「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）」の、政策提言を行った。
	H31.03.20	当局に対して、「現状に見合った岩倉の都市近郊型農業の方向性（ビジョン）または考え方（基本計画）を示すこと」を要望した。
	R3.03.30	当局に対して、「放置自転車対策事業」について、政策提言を行った。
厚生・文教常任 委員会	H29.04.19	当局に対して、「健康（幸）都市いわくら」の宣言について、政策提言を行った。
	H31.03.22	当局に対して、「大規模災害に備えた、市内小中学校の体育館における、ガラス破損に対する対策」及び「東小学校の余裕教室を有効活用して、郷土資料室として利用すること」を要望した。
財務常任委員会	H29.12.05	当局に対して、平成30年度予算編成にあたり、要望書を提出した。（お祭り広場の雨対策、防犯灯の整備）
	R1.12.24	当局に対して、令和2年度予算編成にあたり、政策提言を行った。（期日前投票所の設置について、五条川の桜並木の保全について）

事業実施

視察	H23.11.01	飯田市へ行政視察 「議会報告会」「行政評価」
	H24.11.01	田原市へ行政視察 「行政評価」
	H26.01.20	大津市へ行政視察 「政策検討会議及び議会改革の取組」
	H26.11.20	高山市へ行政視察 「議会改革について」
	H27.11.13	中津川市へ行政視察 「議会改革について」
	H28.10.28	伊賀市へ行政視察 「議会改革・事務局機能強化について」
	H30.02.13	可児市へ行政視察 「議会改革について」
	H30.04.09	四日市市へ行政視察 「議会モニター制度について」
	H30.04.11	江南市へ行政視察 「議会におけるタブレット端末使用の課題について」
	H30.08.09	大津市へ行政視察 「議会BCPIについて」
	H30.08.17	飯田市へ行政視察 「議会における行政評価について」
	R1.11.05	高山市へ行政視察 「政策討論会・政策提言」
	R4.07.28	茅野市へ行政視察 「議会タブレット導入について」（オンラインで実施）
	講演会	H24.01.25
H25.02.07		岩崎泰典氏講演 「岩倉市自治基本条例における議会及び議員の役割と責務」
H26.01.17		福本雅之氏講演 「地域公共交通におけるデマンド交通の役割」
H27.02.02		西寺雅也氏講演 「市民と議会との関係における市民参加」
H29.02.13		衛紀生氏講演 「町を元気にする処方箋～成熟社会における文化政策～」
H29.10.28		南学氏講演 「公共施設マネジメント 拡充から縮充への発想転換」
H30.10.13		牧瀬稔氏講演 「シティプロモーションと地域ブランドについて一緒に考えてみませんか？」
R2.01.26		高木朗義氏講演 「世界一受けたい減災教室」
R6.01.20		武村雅之氏講演 「関東大震災から生まれた東京と名古屋：帝都復興事業に学ぶ行政の役割」
R7.02.11	野木森広氏講演 「学校と地域の未来を考える～教育を取り巻く現状から～」	
その他	H23.07.09	社会福祉協議会主催の防災ボランティアコーディネーター養成講座に議員14名が参加した。
	H24.08.26	防災訓練において、市議会災害対策支援本部を現地にて設置し、訓練を実施した。（翌年度以降継続中）
	H25.04.17	「法制執務」の研修を実施した。
	H25.06.24	「行政評価」の研修を実施した。
	H25.10.07	2回目の「法制執務」の研修を実施した。
	H26.10.17	認知症サポーター養成講座に議員12名が参加した。

H28. 12. 01	岩倉市ホームページリニューアルに伴い、岩倉市議会のホームページの独自編集が可能になった。
H30. 06. 18	全議員参加による普通救命講習を受講した。
H30. 09. 27	9月定例会最終日の本会議において、議場防災訓練（シェイクアウト及び避難訓練）を実施した。
R1. 12. 02	12月定例会開会日の本会議において、議場防災訓練（シェイクアウト及び避難訓練）を実施した。
R3. 02. 20	議会報告会に代えて、市議会ホームページ等で、新年度予算審議前に、事業に対する意見を募集した。
R3. 07. 12	普通救命講習を受講した。
R3. 11. 01 R4. 02. 19	市議会ホームページ等で、決算審査で明らかになった課題に対する意見を、新年度予算審議前には、主要事業等に対する意見を募集した。
R3. 12. 03	12月定例会開会日の本会議において、議場防災訓練（シェイクアウト及び避難訓練）を実施した。（以降毎年12月定例会で実施）
R4. 02. 01	災害用伝言ダイヤルを活用した情報伝達訓練を実施した。
R5. 07. 20	議員向けコンプライアンス研修を行った。
R5. 09. 24	グループウェアを活用した災害時の安否確認訓練を行った。
R6. 04. 15	普通救命講習を受講した。
R6. 05. 24	議員向けハラスメント研修を行った。
R6. 08. 30	岩倉市議会BCP実施訓練（災害用伝言ダイヤル、参集及び市議会災害等対策支援本部会議）を行った。

※ ふれあいトーク（議会報告会及び意見交換会）の実績は後述

情報発信

市議会だより	H23. 05. 01	「市議会だより」を読みやすく2色刷りとし、頁数を増やし、より多くの情報を掲載した。
	H23. 08. 01	議案等に対する各議員の態度を掲載した。
	H29. 11. 01	表紙及び裏表紙のデザインを変更し、一般質問（代表質問）頁に目次を追加した。
	R2. 02. 01	一般質問の動画掲載ページのURLを搭載したQRコードを、市議会だよりの対応する一般質問のページに掲載し、アクセスを容易にした。
	R5. 2	議会サポーターへ編集に関するアンケートを実施し、市議会だよりの記事に改善点を反映した。
	R5. 12～	ホームページに市議会だよりアンケートを常設した。
ホームページ	H23. 09. 01	本会議の録画動画のインターネット配信を始めた。
	H24. 05. 01	議会基本条例の検証結果を掲載した。
	H24. 07. 09	政務調査費の使途を掲載した。
	H24. 08. 06	議会広報特別委員会委員が議会だより作成の研修に参加した。
	H29. 05. 19	政務活動費の領収書を掲載した。
	R2. 04. 30	新型コロナウイルス感染症対策に関する市議会の取組を逐次ホームページに掲載することとした。
	R2. 09～	議会に関する要綱を掲載した。
	R2. 12～	常任委員会の録画動画のインターネット配信を始めた。
	R3. 02. 22	本会議開会前に、上程予定の議案名を掲載することとした。（議案本体の掲載は従前通り上程後に掲載する。）
	R4. 02～	議会のあらましを説明する子ども向けページを作成した。
	R4～	政務活動費の収支報告書に領収書へのリンクを掲載した。
	R5～	政務活動費の収支報告書と研修報告書をリンクした。
	R7. 03～	一般質問補足資料を掲載することとした。
R7. 05～	本会議のインターネットライブ配信を始めた。	

岩倉市議会基本条例逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 議会及び議員の責務と活動原則（第4条～第9条）

第3章 市民と議会の関係（第10条・第11条）

第4章 議会と市長等の関係（第12条～第16条）

第5章 議会運営（第17条～第22条）

第6章 議会事務局の体制整備（第23条）

第7章 災害対応（第24条）

第8章 議員の政治倫理（第25条）

第9章 補則（第26条・第27条）

附則

岩倉市議会は、地方自治の本旨に基づき、市民からの直接選挙で選ばれた代表としての自覚と責任のもと、絶え間ない自己研鑽^{けんさん}により資質の向上に努め、市民からの信託に応える公平・公正・透明な開かれた議会運営の追求に努めなければならない。

そのためには、唯一の議決機関として、二元代表制の意義を理解し、議会本来の役割である行政監視、政策立案等を遂行する中で、市長との一定の緊張関係及び市民との適度な緊張感を保ちつつ、民意を掌握することを怠らず、あらゆる選択肢の中から、「より良い市民生活・市民福祉・市政発展」をめざすとともに、市民参加を促進し、地方自治のさらなる発展及び向上に努めなければならない。

これまで、多くの諸先輩の絶え間ない民主主義の追究の証しとして積み重ねてきた「岩倉市議会慣例及び実例集」等により、透明性の確保に努めてきた。

この度、議会の最高規範となる岩倉市議会基本条例の制定に当たり、本市の歴史・伝統・文化を大切に育み、次世代に継承していくまちづくりとして「小さなまちから大きな夢を」とうたっている市民憲章の理念を追求し、さらなる議会改革を市民にわかりやすく示すことで、岩倉市議会の不退転の決意を宣言する。

【解説】

岩倉市議会の議会改革について不退転の決意を条例により示したものであり、その実現のための最高規範として本条例を制定することを宣言したものです。

「前文」

「前文」は、法令の題名（目次があるときは、目次）の次に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則等を述べるものです。その法令の制定の理念を強調する必要がある場合に置かれることが多く、特に「基本法」に見られます。

「二元代表制」

地方公共団体の執行機関としての市長と、議決機関としての議会の議員を、ともに市民の直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の均衡と調和を図るとする組織原理であります。

日本国憲法第93条第2項の規定を受けたものであります。

※執行機関＝市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

それぞれの執行機関が独立した権限を持ち、一つの機関への権限集中を避けることにより、民主的な行政が行われるシステムとなっています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会と議員の基本理念及び基本的事項を定め、二元代表制のもと議会と議員の役割を明らかにすることにより、市民と共に議会の活性化を図り、より良い市民生活、市民福祉及び市政発展に寄与することを目的とする。

この条例の目的は、地方公共団体の一翼を担う議会と議員の担うべき役割を明文化するとともに、市民に議会を理解していただき参加していただく礎を築くことにあります。

※「市民福祉」の「福祉」は、高齢者福祉、児童福祉、福祉施設、社会福祉法人等、社会保障、社会援護などの狭義の福祉を指すものではなく、より広い、住民全体の利益、地域における公共の利益を指すものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、監査委員、農業委員会の会長及び固定資産評価審査委員会の委員長その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は委嘱を受けた者をいう。
- (2) 本会議等 本会議及び委員会をいう。
- (3) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。
- (4) 請願 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第124条に規定する請願をいう。
- (5) 陳情 岩倉市議会会議規則（昭和46年岩倉市議会規則第2号）第100条に規定する陳情をいう。
- (6) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第1条で定める原因により生ずる被害をいう。
- (7) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

第1号中の「市長」は、個人ではなく、執行機関としての地方公共団体の長を意味しています。

第6号は、特に災害の定義を明確にするため、災害対策基本法の定義を引用させていただきました。

(基本原則)

第3条 二元代表制の一翼を担う議会は、市の基本事項を議決する団体意思の決定機能を持ち、執行機関を監視及び評価する機能を堅持する必要性から、独立機関として対等の立場でなければならない。

バランスのとれた市政の運営を行うために、予算執行する権限を担う市長と、予算規模の適正及び内容の妥当性を審査・評価する議会が対等の立場であることを定めています。

第2章 議会及び議員の責務と活動原則

(議会の責務と活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。
- (4) 市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。

市民に信頼され、市民とともに歩む議会であるための原則を掲げています。

(議員の責務と活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第1号では、少数意見も尊重し、合議により結論を導き出すための手法として議員相互間の自由な討議を重んじることを定めています。また、第2号及び第3号では、市民の目線で活動し、市民の代表として全体の利益を求める姿勢を定めています。

(議員研修の充実強化)

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

議会がその活動の質を高めるために、議員の自己研鑽のための研修について、議会として取り組む姿勢を定めています。

(議会図書室の充実)

第7条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

法第100条第18項及び第19項の規定により、議会図書室の適正な管理と機能の強化に努めることについて定めています。

(会派)

第8条 議員は、会派を結成することができる。

2 会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めなければならない。

共通理念を持った議員の集団を会派と規定し、会派として、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めることを定めています。

(政務活動費の執行及び公開)

第9条 会派又は議員は、政務活動費の執行に当たっては、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年岩倉市条例第6号)を遵守し、その政務活動費の使途及び調査研究その他の活動の結果については、市民に積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。

議員が政務活動費を執行するに当たっては、議員一人当たり年額18万円を交付しており、その収支報告は1円以上の領収書を添付し、費用の根拠、使途、調査研究の結果について公表することを義務付けています。

なお、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例第4条及び第5条において、

残金が生じた場合は、返還しなければならないことになっております。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第10条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。

2 議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 議会は、岩倉市議会サポーターを設置し、市民から要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させるものとする。

5 議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。

議会活動の情報発信、全ての会議の原則公開、市民との意見交換の場を積極的に持つなど、議会への市民参加と市民との連携のあり方を定めています。

(広報広聴機能の充実)

第11条 議会は、議案等に対する議論及び各議員の態度を議会広報、岩倉市議会ホームページで公表するなど、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。

審議の内容・経過を含め、議会運営全般にわたっての情報を市民にわかりやすく周知するよう努めなければならないことを定めています。また、インターネット等を始めとする情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段を活用することにより、更に多くの市民が議会や市政に対して関心を持っていただけるように広報活動に努めることを定めています。

第4章 議会と市長等の関係

(議会と市長等の関係)

第12条 議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところによ

り、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行うものとする。
- (2) 議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
- (3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合においては、文書により回答を求めるものとする。
- (4) 市長等は、議員から要請等があった場合において、両者の関係の透明性を図るため必要と認めるときは、当該要請等を文書により行うよう求めることができる。

第1号は、審議に当たって市民に論点を理解していただくために、一問一答方式によることを定めています。

第2号は、本会議・委員会に置いて、市長等から議員への反問権の付与を定めています。

第3号は、市長が行おうとする市政運営をより深く理解するために行う文書質問のあり方を規定し、この場合、市長等からの回答は文書とすることを定めています。

第4号は、議員から要請を行った場合、両者の透明性を確保するために、要請、質問の文書による提出要求を市長等に与えたことで、口利き、パワーハラスメントを抑止することとしています。

(議会審議における論点情報の形成)

第13条 議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯
- (2) 政策効果等
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置

市長が政策を提案する場合、議会が6項目の条件を示すように求めることにより、政策の公正・透明性を確保し、議会審議での論点を明確にするとともに、政

策水準の向上をめざすものです。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第14条 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を求めるものとする。

予算、決算の審議においても、市長に、第13条の規定に準じ、説明資料の作成と提示を求めることを定めています。

(資料の提出その他の協力)

第15条 議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。

従前は、議員が個々に市長等に資料要求をしていましたが、公正・透明性を確保するために、議会として文書により資料の提出を求めることにしたものです。

(法第96条第2項の議決事件)

第16条 法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。

地方自治法では、法律により必ず議決しなければならない事項以外のものについても、条例で定めることにより、議決事項とすることができると規定されています。

平成23年5月の地方自治法の改正で、基本構想が法律による議決事項から外されたため、それに併せて条例に規定しています。

その他議会が必要と認めたものとは、市の重要な計画などが想定されます。

第5章 議会運営

(運営の原則)

第17条 議会は、市民に開かれた運営を行うものとする。

2 議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。

- 3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。
- 4 議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。
- 5 議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

市民に開かれた活発な議会運営の原則を定めています。

(議員定数)

第18条 議員定数は、本条例に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の定数を定める条例（平成14年岩倉市条例第18号）により定めるものとする。

議員の定数は、行財政改革の側面だけでなく、市が抱える課題や市の将来像とも関係します。また、人口、面積などが類似している団体との比較検討も必要です。

具体的な議員定数については、岩倉市議会の議員の定数を定める条例により定めています。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、本条例に沿った議員の責務を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年岩倉市条例第8号）により定めるものとする。

- 2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮し決定する。

議員の報酬は、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例により定めています。

報酬の改正においては、岩倉市特別職報酬審議会での意見を受け、最終的には議会において十分考慮し決定することを定めています。

(議長及び副議長)

第20条 議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない。

- 2 議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。

- 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。

地方自治法に定められている議長に関する規定のほか、岩倉市議会における議長及び副議長の役割を明確にしたものです。

(委員会の運営)

第21条 委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。

- 2 委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行うものとする。
- 3 委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換等を行うように努めるものとする。
- 4 委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。

市民に開かれた委員会の運営原則を定めるとともに、委員長の役割と責任を定めています。

(代表質問、委員会代表質問及び一般質問)

第22条 会派を代表する議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。

- 2 常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。
- 3 議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をたずねなど、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。

代表質問、委員会代表質問及び議案以外の事項について行う一般質問の位置づけを明確にしています。

第6章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の機能)

第23条 議会事務局は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割及び法務機能を担うものとする。

- 2 議会は、議会事務局の機能を強化するため、その体制の整備に努めるものとする。
- 3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議を行うものとする。
- 4 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け、行動するものとする。

地方自治法の規定により設置されている議会事務局の役割を定めています。
本条例の目的を遂行するためにも、議会事務局の機能強化は重要であり、そのための体制の整備に努めることを定めています。また、議会事務局職員は議員と共に、専門的知識及び経験を有する者の活用や研修などを通じて議会改革に取り組むことを示しています。

第7章 災害時の対応

(災害対応)

第24条 議会は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、岩倉市災害対策本部と共に防災活動を実施する。

- 2 議長は、岩倉市災害対策本部が設置された場合で協力又は支援を行う必要があると認めるときは、岩倉市議会業務継続計画に基づく岩倉市議会災害等対策支援本部を設置することができる。
- 3 議会は、災害が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに岩倉市災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。
- 4 議会及び議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会には積極的に参加し、知識技能の習得に努めなければならない。
- 5 議会は、災害が発生した場合においては、市民の生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要の予算を迅速に議決するなど、災害からの復旧及び復興に向けた役割を果たすよう努めなければならない。

災害時における議会の役割と議員の活動を定めることにより、市民生活の安定維持を目指すものです。

第1項は、市が設置する災害対策本部と共に防災活動を行うことを定めています。

第2項は、議長が岩倉市災害対策本部が設置された場合に岩倉市議会災害等対策支援本部を設置できることを定めています。

第3項は、議会が地域情報を把握し、岩倉市災害対策本部と情報を共有することにより、災害の未然防止に努めることを定めています。

第4項は、議会としても議員個人においても災害に関する知識や技能の習得に努めることを定めています。

第5項は、災害が発生した場合における迅速な対応としての議会の役割を定めています。

第8章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第25条 議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳粛な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

議員の政治倫理の規範を定めています。

平成24年に、過去の反省に立って定められた岩倉市政治倫理要綱を「岩倉市議会議員政治倫理条例」として制定しました。

第9章 補則

(他の条例等との関係)

第26条 この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはならない。22222

本条例が議会に関する条例等において、最高規範性を持つことを定めています。

(検証及び見直し)

第27条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、特別委員会において年1回以上検証するものとする。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、特別委員会において適切な措置を速やかに講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

本条例の目的が達成されているか否かの検証を年1回以上行うことを義務付け、必要に応じ改正等を行うことを定めています。

第3項は、改正に当たって、市民への説明責任を果たすため、改正理由など詳細を説明しなければならないと定めています。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（岩倉市議会議員政治倫理条例の一部改正）

2 岩倉市議会議員政治倫理条例（平成24年岩倉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年3月26日条例第24号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市条例第1号）第10条及び第11条に基づき実施する岩倉市議会議会報告会（以下「議会報告会」という。）及び岩倉市議会意見交換会（以下「意見交換会」という。）（以下「岩倉市議会ふれあいトーク」と総称する。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 議会報告会 市議会として市議会での審議の結果等を市民に対して報告するとともに市政全般にわたる市民の意見を把握するために実施するものをいう。
- (2) 意見交換会 各種団体等から現状及び課題を聴取し、その意見及び要望を議会活動等に反映するために実施するものをいう。

(議会報告会の開催回数及び内容)

第3条 議会報告会の開催回数は、年2回程度とする。

2 議会報告会の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 議会の活動状況の報告
- (2) 予算、決算等の審議状況の報告
- (3) 意見交換
- (4) その他議長が必要と認める事項

(意見交換会の時期及び内容)

第4条 意見交換会の時期及び内容は、議会基本条例推進協議会（以下「協議会」という。）に諮り、決定する。

(ふれあいトークの役割及び構成)

第5条 岩倉市議会ふれあいトーク（以下「ふれあいトーク」という。）は、次に掲げる役割及び構成により運営する。

- (1) 司会進行 1名
- (2) 報告 若干名
- (3) 文書記録 1名
- (4) 撮影 1名

(5) 答弁 参加議員全員

(6) 会場設営・運営 司会進行及び報告者を除く参加議員

2 議会事務局は、ふれあいトークを補佐するものとする。

(日程及び会場)

第6条 ふれあいトークの日程及び会場については、協議会に諮り、決定する。

(資料)

第7条 ふれあいトークでの配布資料は報告者が適宜準備する。

(ふれあいトーク記録書)

第8条 ふれあいトーク記録書（以下「記録書」という。）は、文書記録者において要点を記録することにより作成する。

2 文書記録者は、作成した記録書を協議会の会長に提出するものとする。

3 協議会の会長は、記録書を協議会に諮り、議長に提出するものとする。

4 記録書は、市議会ホームページに掲載するものとする。

(意見、要望等)

第9条 ふれあいトークにおいて出された市政に対する意見、要望等は、協議会で協議するとともに、必要に応じて、議長を通じて、市長等に文書等により提出するものとする。

(議員の派遣の手続)

第10条 ふれあいトークを開催する場合は、岩倉市議会会議規則（昭和46年岩倉市議会規則第2号）第121条の規定による議員の派遣の手続によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

岩倉市議会

きてちよ～ 議会報告会

令和7年2月22日(土)

10時～12時（開場9時30分）

会場：岩倉市生涯学習センター 研修室1・2

令和7年度の岩倉市の予算（案）について一緒に議論しましょう！
皆さんの声を審議に反映します。申込不要です。会場でお待ちしております。



ぜひやって!

採決前

???何のために?

いいね!

“新年度予算事業”にご意見を!



(3月定例会議案)



ホントに必要?

おかしいのでは…

反対!

賛成!

市議会では、3月定例会において新年度予算の審議を行います。審議にあたり、『新年度予算における新規及び主要事業』の一部を市議会のホームページに掲載し、市民の皆様からご意見を募集します。

*コロナ禍のためホームページ上で意見募集するものです。

意見募集の詳細はこちら▶



【 ご意見の受付期間 】 2/21 (火) から 3/5 (日) まで

【 応募対象者 】 (1) 市内在住・在勤・在学の人
(2) 市内で事業や活動を行う個人・団体

【 ご意見の応募方法 】 投稿フォーム、郵送、FAX、持参

●郵送、FAX、持参で応募の場合、ホームページで公開している様式をご利用いただくか、任意の用紙に「年齢(年代)」・「居住町(行政区)」・「事業に対するご意見」を明記し、ご応募ください。

※皆様からのご意見は、財務常任委員会で各議員が質問に生かしていきます。

(問合・郵送先) 〒482-8686 岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市議会事務局
TEL (0587) 38-5820
FAX (0587) 66-0055

ふれあいトーク(議会報告会及び意見交換会)の実績

議会報告会

実施年度	日付	報告事項	参加人数	備考
平成23年度	11月11日	・平成22年度決算認定 ・常任委員会行政視察 など	46人	
	11月18日	・平成22年度決算認定 ・常任委員会行政視察 など	34人	
平成24年度	5月13日	・「まちづくり」、「人づくり～子育て・健康・生きがい」について意見交換 など	53人	テーマを決め、2部制とした。
	10月27日	・平成23年度決算認定 ・「岩倉の未来に、なにを望みますか」について意見交換	60人	
	11月16日	・平成23年度決算認定 ・「岩倉の未来に、なにを望みますか」について意見交換	34人	
平成25年度	7月6日	・デマンド交通について ・防災対策と住宅リフォーム、「子育て・健康」について意見交換	21人	
	11月21日	・のり愛い～わ号走る ～デマンド実証実験～ ・決算議事を終え、新年度に向けて	14人	
平成26年度	6月28日	・岩倉市議会の改革について ・市政について	27人	
	11月22日	・講演会「市民参加と協働の実践論」 ・市民を交えた自由討議(市政全般について)	17人	
平成28年度	5月28日	・平成28年度予算に係る新規及び主要事業について ・庁舎駐車場適正化事業について	11人	
	11月26日	・9月定例会の報告 ・市政についての懇談会	1人	
平成29年度	2月24日	平成30年度予算(案)についての報告	28人	
平成30年度	5月26日	岩倉市の政策課題についての報告	20人	
	10月28日	まちづくりについて	15人	
	2月23日	平成31年度予算(案)について	38人	
令和元年度	10月26日	・9月定例会の報告 ・市政についての懇談会	18人	
	2月22日	令和2年度予算(案)について	23人	
令和5年度	2月23日	令和6年度の岩倉市の予算(案)について	23人	
令和6年度	10月26日	決算の現状と今後に向けて	26人	
	2月22日	令和7年度の岩倉市の予算(案)について	20人	

令和2年度～令和4年度はコロナ禍のため、議会報告会の開催を取り止め、ホームページを活用した意見募集を実施しました。

意見交換会

実施年度 (開催数・延べ参加人数)	主な実施団体	主な内容	備考
平成25年 (2回・54人)	・商工会 ・小中学生保護者	・岩倉の商工業について ・新給食センターの建設と学校環境について など	
平成26年 (2回・39人)	・子育て支援団体 ・体育協会	・岩倉の子育て支援等の施策の現状と課題 ・スポーツ行政についての意見交換 など	
平成27年 (3回・75人)	・市民活動団体 ・行政区	・市民活動について、活性化のために ・市政についての懇談会 など	
平成28年 (4回・95人)	・市民活動団体 ・行政区	・市政についての懇談会 ・市民活動団体における市民参加と協働 など	
平成29年 (9回・170人)	・商工会 ・行政区 ・市民活動団体 ・市民(若者向け) ・農業委員会 ・市内の外国人の母親、支援者	・市政についての意見交換 ・おむすびトーク ・おだんごトーク など	おむすびトーク、おだんごトークについては別紙資料有
平成30年 (12回・157人)	・行政区 ・桜並木保存会 ・市民活動団体 ・農業委員会 ・文化協会 ・市議会サポーター	・桜保全、市政についての意見交換 など	
令和元年 (8回・100人)	・市議会サポーター ・市民活動団体 ・商工会 ・体育協会 ・行政区	・定例会の感想 ・市政についての意見交換 など	
令和2年 (4回・42人)	・市議会サポーター ・市民活動団体	・定例会の感想 ・市政についての意見交換 など	市民活動団体との意見交換会はオンラインで実施
令和3年 (4回・43人)	・市議会サポーター ・市民活動団体	・定例会の感想 ・市政についての意見交換 など	市民活動団体との意見交換会はオンラインで実施
令和4年 (11回・99人)	・市議会サポーター ・市民活動団体 ・商工会	・定例会の感想 ・市政についての意見交換 など	市議会サポーターとの意見交換会のうち1回はオンラインで実施
令和5年 (9回・70人)	・市議会サポーター ・市民活動団体 ・商工会 ・若者	・定例会の感想 ・市政についての意見交換 など	市議会サポーターとの意見交換会のうち2回はオンラインで実施
令和6年 (9回・66人)	・市議会サポーター ・市民活動団体	・定例会の感想 ・市政についての意見交換 など	市議会サポーターとの意見交換会のうち3回はオンラインで実施

新年度予算及び前年度決算に対するホームページを活用した意見募集

実施年度	内容	提出された意見の件数
令和2年度	令和3年度当初予算における新規及び主要事業に対する意見	5
令和3年度	令和3年9月定例会の決算審査で判明した課題や問題点に対する意見	11
	令和4年度当初予算における新規及び主要事業に対する意見	15
令和4年度	令和4年9月定例会の決算審査で判明した課題や問題点に対する意見	1
	令和5年度当初予算における新規及び主要事業に対する意見	17

ふれあいトーク実例紹介

2018/2/10（土） 17：00～18：30

外国人ママと市議会議員のおだんごトーク 意見概要

2018/2/16 せいじ〜る 池田

■保育園

- ・曾野幼稚園と交渉し、テスト期間を経て入園した。当初、幼稚園側はトラブルを心配していたが、何も問題なかった。下の子どもも同様。
- ・仕事が決まらないと保育園に入れない。一方で、会社は保育園が決まらないと働くことが難しい。

■雇用・就業

- ・働く場所が少ない。日本の労働環境はとても悪い。
- ・大人でも、技術や資格について教育を受けられる場所が欲しい。
- ・派遣で働いており、正社員になれない。
- ・派遣会社とトラブルになり、市役所へ相談に行ったことがある。
- ・日本語がわかるので、学校生活はとくに困っていない。

■語学・教育

- ・日本語教室がほしい。親も子も必要。
- ・日本語教室の受講料が高いため、補助をお願いしたい。
- ・子どもからみて、親にも日本語を覚えてほしい。ここは日本なのだから。
- ・長い夏休みの間、子どもの食事の用意が大変。山梨県では、NPOのフードバンクで箱に入った食べ物が届けられるときいた。岩倉でもできないか。
- ・国籍に関係なく、子どもに対する声かけや支援を丁寧に行ってほしい。いじめや差別につながるのではないか。

■広報・多言語による情報提供

- ・市の広報の内容がわからない。翻訳していた方がいなくなり、ポルトガル語が無くなった。
- ・広報誌にポルトガル語の表記（ページ）を多くしてほしい。
- ・市役所から送られてくる書類は、漢字がいっぱいでわからない。
- ・岩倉のホームページは日本語ばかりで判断できない。
- ・日本語は話せるが読めない人が多い。
- ・外国人のための情報がもっとほしい。

■通訳・相談

- ・市役所が相談相手にならない。
- ・休み明けの市役所は通訳が不足している。
- ・派遣会社とトラブルになり、市役所へ相談に行ったことがある。
- ・歯医者など、岩倉の病院で言葉が通じないので通訳と一緒にいきたい。

■各種制度（年金・税制・教育等）

- ・市にくる外国人は、年金の問題などで本当に悩んでいる人が多い。
- ・定年になったら国に帰る予定なのに、年金は払いたくない。
- ・自分がいくら税金を払っているのかわからない。
- ・教育などの制度が理解できない。

■住みやすさ・住宅

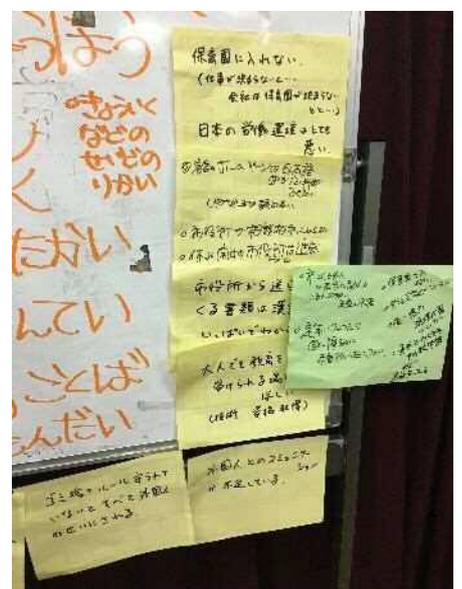
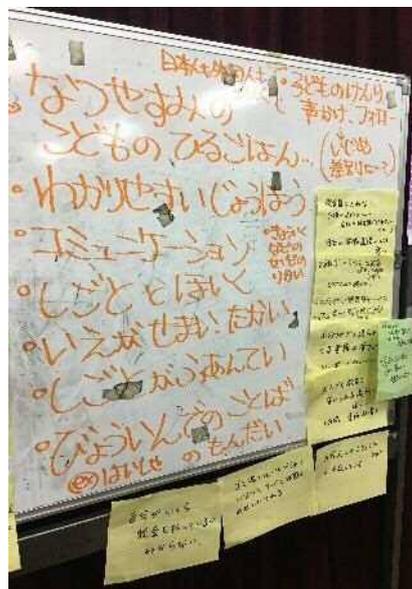
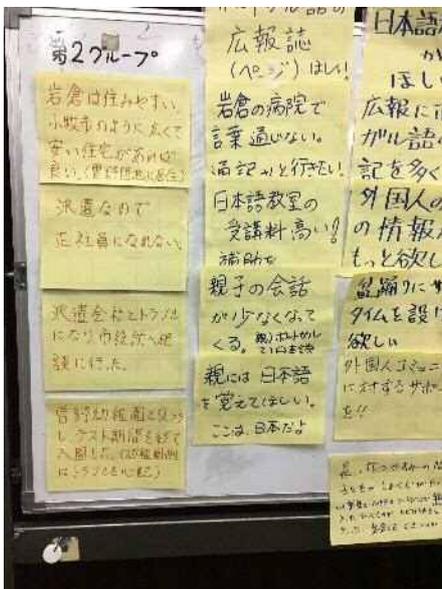
- ・岩倉は住みやすい。
- ・曾野団地に住んでいるが、家が狭く家賃も高い。小牧市のように広くて安い住宅があればよい。
- ・外国人コミュニティに対するサポートをお願いしたい。

■生活・買物

- ・ゴミ捨てルールが守られていないと、すべて外国人のせいにされる。
- ・アピタ内の雑貨屋さんがなくなってさみしい。

■外国人の交流

- ・外国人とのコミュニケーションが不足している。
- ・盆踊りに「サンバタイム」を設けてほしい。
- ・ポルトガル語を話す親と、日本語を話す子どもの間で会話が少なくなってくる。



ふれあいトークを開催しました



☆8月21日開催「若者と岩倉市議会議員のおむすびトーク」

市民の意見・要望を議員にどう伝えればよいのか。(参加者)

希望の家は今後どうなるのか。また、市内にキャンプなどができる場所がほしい。(参加者)

「いわくらしやすい109の理由」はどのくらい集まっているのか。何を言えばいいのか、意見を出す手段がわかりにくい。(参加者)

高校生までの医療費を無料にしてほしい。実施すれば、岩倉市に住もうと考える人が増えるのではないか。(参加者)

高校生にも海外派遣事業を！(参加者)

名草線(名古屋江南線)の工事の進み具合は。名草線沿いに入ってみようと思う店が少ない。(参加者)

岩倉市は、中心地域以外に暗い道が多い。何とかしてほしい。(参加者)

飲食店やカラオケ、映画館などの娯楽施設を増やして若者が楽しめる場所づくりをしてほしい。(参加者)

☆8月8日開催「川井町でのふれあいトーク」



川井町の児童遊園には仮設トイレしかないの
で整備されたトイレを設置してほしい。(参
加者)

遊歩道を散策する人のためにもトイレを設置
できるように行政に働きかけたい。(議員)

☆8月22日開催「市民団体とのふれあいトーク」

今後のまちづくりについて名古屋芸術大学な
どとタイアップしてはどうか。(参加者)

現行のデマンドタクシーではなく、巡回バス
を運行してはどうか。(参加者)



☆8月22日開催「東町でのふれあいトーク」



今回の溢水被害の状況から、今後の対策とし
て堤防を嵩上げできないか。(参加者)

溢水対策として、防災ベンチを設置したが、
さらなる対策を行政に求めていく。(議員)

※ふれあいトークでは、このほかにも数多くの貴重なご意見をいただきました。議員一同、今後の活動の参考とさせていただき、より良い岩倉市を目指していきます。

○岩倉市議会傍聴規則

平成26年5月23日議会規則第2号

岩倉市議会傍聴規則

岩倉市議会傍聴規則（昭和56年岩倉市議会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、傍聴人の利便性を確保し、かつ、会議の円滑な運営を維持するために、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は、30人とする。

2 議長は、傍聴人の数が前項の定員を超えるおそれがあるときは、速やかに、音声等を聴くことができる場所を用意するなど必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴に関する一切の手続を必要としないものとする。

（傍聴することができない者）

第5条 次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯する者

（2）酒気を帯びていると認められる者

（3）その他議場の秩序を乱すおそれのある者

（写真撮影、動画撮影及び録音）

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真撮影、動画撮影及び録音（以下「撮影等」という。）をすることができる。

2 議長は、撮影等が議事の進行の妨げとなっている、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼしていると認めたときは、撮影等の方法の変更を求めることができ、これに従わない場合は、撮影等を禁止することができる。

（係員の指示）

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第8条 議長は、法第130条第1項及び第2項に規定するもののほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

（秘密会時の措置）

第9条 議長は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに傍聴人を退場させるものとする。

（資料の提示等）

第10条 議長は、傍聴人に議案等の審議に用いる資料を提示するなど、傍聴人に対し便宜を図り、傍聴に対する意欲の高揚に努めなければならない。

（委員会の傍聴）

第11条 委員会の傍聴については、第3条から前条までの規定を準用する。この場合において、第3条中「30人」とあるのは「委員長が認めた人数」と、同条及び第6条第2項並びに第8条から前条までの規定中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

岩倉市議会文書質問取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市条例第1号。以下「基本条例」という。）第12条第3号に規定する文書質問について、必要な事項を定めるものとする。

(文書質問)

第2条 文書質問の内容は、一般質問の内容に相当する程度のもとし、その趣旨が理解しやすいよう具体的に記載するものとする。

2 文書質問の回答期限は、明確な理由がある場合に限り、これを指定することができる。

(手続)

第3条 議員は、文書質問を行おうとするときは、文書質問書（様式第1）を議長 に提出しなければならない。

2 議長は、文書質問書が提出されたときは、速やかにその必要性、妥当性、時期等を勘案した上で適正なものであると認めるときは、市長に提出し、回答を求めるものとする。

3 基本条例第12条第3号の規定による回答は、文書質問に対する回答書（様式第2。以下「回答書」という。）により行うものとする。

4 議長は、回答書を受理したときは、速やかに質問した議員に送付するものとする。

(記録及び公表)

第4条 議長は、文書質問書及び回答書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配布するものとする。

2 文書質問書及び回答書の内容は、市議会のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会基本条例推進協議会において協議し、議会運営委員会において決定する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第3条関係）

岩倉市長

殿

（岩倉市議会議長経由）

議 会 事 務 局	受 付 番 号	岩議発第 号
	受 付 日	年 月 日
	送 付 日	年 月 日
	回答受理日	年 月 日

議員名

文書質問書

岩倉市議会文書質問取扱要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり質問いたします。

記

1 質問件名

2 質問内容

3 回答期限及びその理由

様式第2（第3条関係）

年 月 日

殿

（岩倉市議会議長経由）

岩倉市長
（担当部局 ）」

文書質問に対する回答書

岩議発第 号の文書質問について、岩倉市議会文書質問取扱要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり回答いたします。

記

1 質問件名

2 回答内容

岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市議会基本条例(平成23年岩倉市条例第1号)第10条第4項の規定に基づく岩倉市議会サポーター(以下「議会サポーター」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 会議 市議会で開催されるすべての会議をいう。

(依頼する職務)

第3条 議長は、次に掲げる職務を議会サポーターに依頼するものとする。

- (1) 会議(非公開で行われるものを除く。)を傍聴(インターネット視聴を含む。)し、当該会議の運営に関する意見を文書(電子メールを含む。以下この条において同じ。)により提出すること。
- (2) 「岩倉市議会だより」及び市議会ホームページの掲載内容に関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 市議会議員との意見交換会に参加すること。

2 前項の職務については、議会サポーターが自主的に可能な限り行うものであり、議長が強制することはできないものとする。

(提出された意見の処理)

第4条 議会サポーターから意見が提出されたときは、議長は、議会運営委員会に当該意見を送付し、回答が必要なものについては、必要に応じて関係する会議で検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、市議会ホームページで公表するものとする。

(要件)

第5条 議会サポーターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上85歳以下の市民であること。ただし、再任する議会サポーターの年齢については、この限りでない。
- (2) 岩倉市が雇用する常勤の地方公務員ではないこと。

(定員及び委嘱)

第6条 議会サポーターの定員は、定めない。ただし、運用に支障があると議長が認めたときは、この限りではない。

2 議会サポーターは、年代別の無作為抽出又は公募により、市民のうちから議長が委嘱する。

(任期)

第7条 議会サポーターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第8条 議会サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は、当該議会サポーターを解嘱できるものとする。

- (1) 議会サポーターから辞職の申出があったとき。
- (2) 第3条第1項に規定する職務を全く行わないとき。
- (3) 第5条に規定する要件を失ったとき。
- (4) 議会サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他議長が必要と認めたとき。

(謝礼)

第9条 議会サポーターに、議長が別に定める謝礼を支給するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

岩倉市議会サポーター制度について

●制度導入の経緯

平成 29 年、市町村アカデミーの議員研修で埼玉県戸田市議会の市議会モニター制度を知り、その後、長野県飯綱町議会の議会だよりのモニター制度や政策サポーター制度の研究を経て、平成 30 年に「岩倉市議会サポーター制度」として開始。

名称を「サポーター」とした点については、「モニター」という名称では上から目線での意見になってしまう懸念や、「サポーター」ということで、市議会を支援（応援）する観点から意見や提言を求めるということでこの名称としました。

●制度概要

平成 30 年度に「岩倉市議会サポーター」を設置し、議会運営に関する要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させ、議会の民主的な運営を推進しています。

○サポーターの任期及び募集方法

現在、サポーターの任期は 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年間で、再任を可としています。募集は無作為抽出及び公募による方法です。

○サポーターの現時点の主な役割

サポーターの現在の主な活動として、定例会の翌月に開催するサポーターと議員との意見交換会に出席いただいています。そこで、傍聴、録画配信、市議会だよりのなどを通して見た議会運営について意見をいただくほか、フリートークを行っています。

また、「サポーターの声」という制度により、議会運営に対する率直な意見や感想を随時受け付けています。提出したサポーターが「サポーターの声」に対して回答を求めることもできます。

「サポーターの声」は定例会ごとに区切り、回答が求められている意見については回答を作成し、意見交換会の場でサポーター全体に提示しています。その後、ホームページ上で公表しています。

●募集に当たっての無作為抽出について

住民基本台帳から18歳以上85歳以下の市民を、①10～20代、②30代、③40代、④50代、⑤60代、⑥70代以上の6つの年代区分に分け、無作為にそれぞれの人口割合から計500名を抽出しています。

個人情報に関しては、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号（業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。）に基づき利用しています。

○サポーター制度の運営状況

年度	人数 (人)	平均年齢 (歳)	男：女 (人)	無作為：公募 (人)	再任 (人)	サポーター の声(件)
平成30年度	22	65	15：7	9：13	—	75
令和元年度	18	58	12：6	11：1	6	26
令和2年度	8	67	6：2	※1	8	15
令和3年度	17	64	10：7	13：1	3	11
令和4年度	22	69	13：9	12：0	10	26
令和5年度	24	55	17：7	※2	8	7
令和6年度	26	57	14：12	※2	11	12

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためサポーターの募集をしていない

※2 無作為抽出のみ行った

○市議会サポーターの年齢構成（令和6年8月1日時点）（単位：人）

	10～20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
男性	0	0	4	0	3	4	3
女性	1	4	0	4	1	2	0
計	1	4	4	4	4	6	3

○市議会サポーター制度にかかる予算（令和7年度）

議会サポーター謝礼Q.U.Oカード3,000円×26枚	78,000円
議会サポーター関係書類郵送代（登録依頼郵送500通、返信代）	62,000円

岩倉市議会サポーターのご案内と応募のお願い

岩倉市議会では、平成 30 年度に「岩倉市議会サポーター」を設置し、市民の皆様から議会の運営に対する意見を広くいただき、市議会の円滑かつ民主的な運営促進を目的として、岩倉市議会サポーターの応募のお願いをしています。

岩倉市議会サポーターは、年代別に無作為により選ばれた市民又は公募による市民の内から、議長が委嘱する人で、任期は 1 年としています。要件としては、年齢満 18 歳以上満 85 歳以下の市民（市民とは、市内に在住、在勤又は在学する人をいいます。）であることです。この度、年代別に無作為により選ばれた市民 500 人の方に応募のお願いをいたしました。

この制度は、市民の皆さんから議会に対するご意見を伺い、より身近な議会となるための一つの手法です。何卒、岩倉市議会サポーターの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

岩倉市議会サポーターにご応募いただける方

- ① 郵便の届いた宛名の本人のみで、同居のご家族であっても応募はできません。
- ② 岩倉市議会サポーターの説明会に参加していただくことが必須条件になります。

※岩倉市議会サポーターの詳細については、別紙、「岩倉市議会サポーター制度について」をご参照ください。

ご応募いただける方は、別紙の応募用紙にご記入いただき、令和 7 年 6 月 27 日（金）までに、同封の返信用封筒にて、岩倉市議会事務局あてにご返送をお願いします。ご応募いただいた方には、改めて議会事務局より、ご連絡させていただきます。

岩倉市議会サポーターの説明会を令和 7 年 7 月 9 日（水）午後 7 時及び 7 月 12 日（土）午前 10 時に開催しますので、いずれか、ご都合のよい日時に出席をお願いします。説明会は概ね 2 時間を予定していますが、説明会終了後、就任にご了承いただける方には委嘱状をお渡しします。任期は令和 7 年 8 月 1 日からの 1 年間です。



皆さんの応募
お待ちしております！！

(問合先) 岩倉市議会事務局（岩倉市役所内）
岩倉市栄町一丁目 66 番地
電話：0587-38-5820
FAX：0587-66-0055
Eメール：gikai@city.iwakura.lg.jp

岩倉市議会サポーター制度について

【目的】

岩倉市議会サポーター制度は、議会が市民の皆様から議会運営に関するご意見を広く頂戴し、議会運営の参考とすることで、市議会の円滑かつ民主的な運営促進を目的としています。

【要件】

- (1) 年齢満18歳以上満85歳以下（令和7年8月1日現在）の市民から年代別に無作為に抽出された市民又は公募による市民です。（今回は公募は行いません。）
- (2) 岩倉市が雇用する常勤の地方公務員は除きます。

【任期】

1年。ただし、再任を可としています。

【職務】

- (1) 岩倉市役所内（8階議場又は7階委員会室）で開催する本市議会の本会議、常任委員会等をご都合に合わせて傍聴していただき、気付いた点をご意見として「市議会サポーターの声」により提出していただきます。

※ 以下の方法で、市議会の本会議はライブ配信及び動画配信、常任委員会は動画配信をしています。

ご都合に合わせてご視聴いただき、傍聴に代えていただくことも可能です。

《インターネットによる動画配信》

(<https://www.city.iwakura.aichi.jp/gikai/>)



動画ページへのQRコード

- (2) 「岩倉市議会だより」及び市議会ホームページの掲載内容へのご意見として、「市議会サポーターの声」により提出していただきます。
- (3) 議長からお願いするアンケート等に回答していただきます。
- (4) 市議会議員との意見交換会にご出席いただき、ご意見を述べていただきます。

【謝礼】

任期の1年間を継続いただいた方には、謝礼として3,000円相当のクオカードをお渡しします。

【傍聴のご案内】

傍聴の際に、ご活用いただけるよう各定例会の開催に合わせて、議会日程を送付させていただきます。

＜定例会の開催時期＞ ※ 開催の日程については、変更する場合があります

6月定例会（6月初旬～6月下旬） 9月定例会（8月下旬～9月下旬）

12月定例会（12月初旬～12月下旬） 3月定例会（2月下旬～3月下旬）

【傍聴の方法】

本会議を傍聴する際は、事前にお渡しする「サポーター証」をお持ちいただき、受付で職員にご提示ください。本会議は、議会サポーター席から傍聴いただけます。また、本会議、常任委員会等の開催途中での出入りは、自由に行えます。

【市議会に対するご意見、ご提言の提出について】

①「市議会サポーターの声(様式)」にお名前など必要事項と、ご意見を記入し、議会事務局にお送りください。

※ 送付方法は、郵送、FAX、Eメールのいずれの方法でも結構です。

<住所> 〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地

<FAX> 0587-66-0055

<Eメール> gikai@city.iwakura.lg.jp

※ 特定の個人・団体を誹謗中傷するような内容のご意見はご遠慮ください。

※ 「市議会サポーターの声」を受理した後、市議会から回答をいたします。回答が必要な場合は、「回答要」欄にチェックを付けてください。

※ いただいたご意見やご提言は、議会内に周知するとともに、個人情報を削除した上で、市議会の広報媒体（市議会だより、ホームページ等）に掲載する場合があります。

②「市議会サポーターの声」については、提出回数等の決めはありません。また、意見交換会等の出席も強制ではありません。無理のない範囲内の活動をお願いしております。

③ご提出いただいた意見内容、個人情報については、「岩倉市議会サポーター」以外の目的には一切使用いたしません。

※ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく以下にお問い合わせください。

(問合先) 岩倉市議会事務局 (岩倉市役所内)

所在地: 482-8686

岩倉市栄町一丁目66番地

電話: 0587-38-5820

FAX: 0587-66-0055

Eメール: gikai@city.iwakura.lg.jp

見本

市議会サポーターの声

年 月 日

お名前

件名

市議会サポーターの声の内容・項目について、該当するいずれかを以下から選び、○で囲んでください

項目分類 ①代表・一般質問について ②傍聴について ③議会広報について
④議会ホームページについて ⑤議会運営について ⑥その他

※複数の項目に関するご意見をお寄せいただく場合は、内容ごとに意見用紙を変えていただくか、それぞれの件名を明記し、上記の項目分類を記入してください。

市議会からの回答が必要な場合は、必ずチェックして下さい。 回答要

岩倉市議会 電話 38-5820 FAX 66-0055 Eメール gikai@city.iwakura.lg.jp